

前 回 （ 1 月 1 6 日 ） の 議 論

○「財務書類の体系」に係る意見等

1. 当該年度に係る純資産の変動の表示

- ・本表で固定資産等の増減を記載するとのことであるが、本表がわかりにくくなるため、本表はシンプルにして附属明細等で示せばよいのではないか。また、附属明細等について、「その3」では、固定資産等の増減のみの記載となっているが、「参考」のように、負債の増減情報もあったほうが有用性が高いのではないか。
- ・「その1-4」等の純資産変動計算書において固定資産等形成分と余剰分（不足分）を示すことによって、変動・振替のイメージが付きやすくなり、わかりやすくなったのではないかと。本表をシンプルにして注記等で情報を補完することについては理解しているが、「中間とりまとめ」との整合性の観点からも、純資産の変動を簡易に本表で示すのが、流れに沿うのではないかと。
- ・純資産の変動は結果であり、同じ表で示すとわかりにくくなるのではないかと。
- ・アメリカのGASBでも純資産を区分する考え方があるが、地方債等の負債も固定資産を形成する財源として見る考え方であるため、財務業績とは別に検討したほうがよいのではないかと。また、附属明細等としての「その3」では、固定資産等の変動しかなく、負債の情報が欠けているため、注記で記載する方法もあるが、「参考」のように全体の資産と負債の変動を示すほうが、より理解ができるのではないかと。
- ・表示自体が困難であること、財源仕訳的な処理をすることが困難であることから、純資産変動計算書から地方債の変動が除かれていると思われるが、その中でも重要な固定資産等の変動を示すことにより、純資産の変動の結果が固定資産等として残っているのか、それ以外で残っているのか、がわかりやすくなるのではないかと。また、「その1-4」等の純資産変動計算書において、多くの団体で不足分が出ると思われるが、純資産の部が単なる差額で資産超過ではなく、中身として固定資産等分と税収等の先食い分が見えてくるという、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」でも指摘されていた十分な資金調達余力があるのではないかとという誤解も、こういう表示にすることにより避けられるのではないかと。なお、固定資産等形成分については地方債が財源になっている部分もあり、これに関して詳細な分析を附属明細等で示すことが必要ではないかと。

2. 収益(受益者負担に係る使用料等)の認識

- ・受益者負担を示すことは有用であるが、使用料等に係る収益と税収等に係る財源の分類ができるため、構成要素の見直しが必要となるのではないかと。また、財源について、一般的に使用されている概念と相違するため、その概念の違いをどのように説明するかを検討する必要があるのではないかと。
- ・収益も財源も純資産を増加させる要因であり、名称は様々な考え方があるが、構成要素としてはどちらも収益に該当するのではないかと。また、使用料等について、地方公営企業の場合は、コストをリカバリーする観点から対価性のある収益(交換収益)に該当するが、一般会計の場合は、コストをリカバリーするものではなく、一部を負担してもらうというものであるため、会計上は非交換収益に該当する。性質が相違するものを区分することは意義があると考えられるが、会計上における収益という構成要素の中で、表示として区分するとしたほうが、より理解がしやすいのではないかと。
- ・事業別財務書類を作成するときに受益者負担の適正化の観点が必要との議論があったが、事務事業評価の観点からは、国県等補助金もあわせて見る必要があるのではないかと。
- ・事務事業評価においては、収益以外の補助金等も入れたほうがわかりやすいかもしれないが、使用料等は条例で管理可能なものである中、補助金等は管理できるものではないといったことがある。また、補助金等とセットで一覧とした場合、減価償却費の財源としての補助金の収益化分の情報を別途作成する必要があるが、「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」(以下、「台帳作業部会」という。)で財源管理は難しいと意見があった中では、捨象せざるを得ないのではないかと。

3. 純資産変動計算書の重要性

- ・経常的な費用がどれだけ税収等で賄われているかを示すことが重要であり、一覧で示している3表形式がよいのではないかと。また、当期差額は重要と考えており、世代間公平性の観点から、収支均衡を図ることが一定の財務的な規律になるのではないかと。
- ・3表形式か4表形式かは論理的な議論ではなく、表示の議論と考えているが、見た目、国の取扱いや現行の継続性等を踏まえると、4表形式がよいのではないかと。また、活用等で必要であれば、その時に合体させて3表形式にすればよいのではないかと。
- ・事務事業評価(コストマネジメントのための情報提供)といった有用性や理解可能性の観点からは、経常的経費と財源の一覧性が重要であり、3表形式がよいのではないかと。

- ・当期差額は、サービス提供のコスト（経常的経費）と税収を含めた income（収入）との差額と思われるが、その意味を明確にする必要があるのではないか。現行の現金主義の決算で財政均衡といった場合、1年間の資金が収支均衡したかという考え方であるが、会計は、中長期的な視点でサービスと財源が対応しているかを示すものと考えている。費用と財源を一覧にしたほうが理解しやすく、会計の構造とも整合性があるのではないか。

4. その他

- ・上記1～3には同意であり、それを踏まえると、「その1-4」がよいのではないか。
- ・「46.【純資産変動計算書】表示区分」の「その1」の本表を考えた場合、有用性と理解可能性を踏まえると、「その2-4」がよいのではないか。
- ・「その2-1」又は「その2-2」が理解可能性が高く、会計的にも整合性がとれているのではないか。
- ・「中間とりまとめ」や全団体へ適用していくことを踏まえると、上記1～3には同意であり、「その1-4」がよいのではないか。

○「行政コスト計算書」及び「純資産変動計算書」に係る意見等

1. 「46.【純資産変動計算】表示区分（財源関係）」

- ・経常的経費や投資的経費と財源のひも付けが重要であり、実務可能性の観点からも、シンプルである「その1」がよいのではないか。
- ・「その1」は作成すべきではないか。「その2」や「その3」も作成できなくはないが、ストック管理に係る実務負担があり、全団体で一律的な作成は困難ではないか。
- ・「その1」は、わかりやすく、有用性も高いため、作成したほうがよいのではないか。「その2」は、有用性はあまりないと考えており、「その3」は、ストックの内訳がわかるのはいいが、比率で作成しており、正確性に欠けるのではないか。
- ・「その1」がわかりやすく、重要な情報もまとまっているのではないか。「その3」もよいと考えているが、作成する労力と得られる効果からすると、労力が大きく、フローのみに留めたほうがよいのではないか。
- ・「その1」で十分ではないか。「その2」及び「その3」は実務的な負担が大きく、得られる情報からすると無理して作成する必要はないのではないか。
- ・事業別の財源情報について、「台帳作業部会」で把握は困難との意見があったとのことであるが、（一般財源は困難であるが）使用料

や補助金、地方債等については、経常的経費と投資的経費の区分に係るコード管理は可能ではないか。

- ・事業別の財源情報を伝票でも入力できるのではないかとということであるが、例えば市営住宅の使用料をイメージすると、経常的経費と投資的経費のどちらにあたっているかを明確に分けるのは困難ではないか。
- ・「その1」の財源内訳の並び順について、特定財源を充当して不足分を一般財源で補うという考え方からすると、国県等補助金、地方債、残りが税収等といった3つの区分がシンプルでわかりやすいのではないか。税収等とその他を分けると、その他の説明が必要となることが考えられるため、区分する必要はないのではないか。
- ・開始時未分析残高の取扱いについて、いくつかの考え方があるため、少し議論したほうがよいのではないか。

2. その他

- ・「43. 【行政コスト計算書】表示区分」の補助金等移転支出について、補助金等も行政の経常的な業務であり、経常業務費用との区分はわかりにくいため、人件費等と同列でもよいのではないか。
- ・「44. 【行政コスト計算書】配列」の行政目的別の表示については、連結レベルでの表示も含め、有用と考えており、附属明細等で示したほうがよいのではないか。
- ・「44. 【行政コスト計算書】配列」の行政目的別の表示について、重要性のあるものは残すという観点や、実務負担や有用性も踏まえると、附属明細等で示したほうがよいのではないか。

○「資金収支計算書」、「注記・附属明細書等」及び「連結」に係る意見等

- ・「60. 【附属明細書】行政コスト計算書の内訳に関する明細」の行政目的別の表示について、有用ではあるが、作成するには固定資産、公債費や人件費等をすべて事業別に区分する必要がある。事業別財務書類の作成が活用へのステップになると思われるが、どこまでの水準を求めるかを検討したほうがよいのではないか。
- ・「60. 【附属明細書】行政コスト計算書の内訳に関する明細」の行政目的別の表示について、有用ではあるが、実務負担に留意する必要があるのではないか。行政コスト計算書に財源も含むかによるか、財源も目的別に区分して計上するのは、実務負担もかなりあるのではないか。

- ・「71. 【その他の表示】 一時借入金に関する情報」について、一時借入金は、歳計現金に含まれるが決算書には含めないというような解釈になっており、その点を補充したほうがよいのではないか。
- ・「73. 所有外資産」について、減価償却の算出方法等を具体的に示す必要があるのではないか。また、赤道や青道といった法定外資産についても、触れたほうがよいのではないか。
- ・「73. 所有外資産」について、費用計上でよいと考えている。また、支出額がどれだけあるのかを注記するのは重要であるが、あたかも資産があるかのように減価償却していくことは、耐用年数の妥当性や、有用性と実務負担の面からは、そこまでする必要はなく、支出額を集計すればよいのではないか。